

様式第8号（第8条関係）

令和7年11月28日

三郷市議会議長 武居弘治 様

三郷市議会議員政治倫理審査会会長 鈴木深太郎

審査結果報告書

令和7年10月15日付けで審査の付託があった件について、三郷市議会議員政治倫理条例第8条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

1 審査対象議員名

関根和也 議員

2 審査請求の内容

関根和也議員による職員への度重なる不適切な行為に対し、市長から令和7年8月22日付けで申入れがあり、議会は政治倫理審査会の審査を経て、9月定例会において、全議員賛成により、「辞職勧告決議」を可決している。しかし、不適切な行為は止めることなく繰り返されていることから、市長から令和7年10月6日に再度の申入れがあった。

職員の職務の執行が妨げられている他、精神的にも安心して働ける職場環境を維持することに支障をきたしていることから、議会として、事態の重大さを再度認識し、新たな発生事案に対する確認を行い、速やか且つ厳正な対応を求めるもの。

3 審査請求の対象となる事由の該当条項

① 三郷市議会議員政治倫理条例第3条第1号

市民の代表として、議会及び議員の名誉及び品位を損なう一切の行為を慎むこと。

② 三郷市議会議員政治倫理条例第3条第3号

市職員等の公正な職務の執行を妨げないこと。

③ 三郷市議会議員政治倫理条例第3条第4号

市職員等の採用、承認、異動その他の人事について、不当な関与をしないこと。

④ 三郷市議会議員政治倫理条例第3条第8号

その地位を利用して他者へのハラスメント行為、誹謗中傷その他の人権侵害の恐れのある行為をし、又は嫌がらせ、不当な強制、圧力をかけるなどの行為をしないこと。

⑤ 三郷市議会議員政治倫理条例第3条第9号

発言又は情報発信（ウェブサイトへの掲載を含む。）は、公人としての自覚及び責任をもって行い、他者の名誉を棄損し、又は人格を損なう一切の行為をしないこと。

4 審査の結果

別紙のとおり

審査の結果

1 審査の経過

審査会は、審査に付された今回の事件が、三郷市議会議員政治倫理条例（以下「条例」という。）第3条政治倫理基準「議員は、議会及び議員の名誉及び品位を重んじ、法令、条例その他の社会的規範のほか、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。」の各号に違反する行為であるか否かについて、公平かつ慎重に審査を行った。

審査結果は以下のとおりである。

(1) 審査会設置に係る経緯

市長から、令和7年10月6日「三郷市議会議員の不適切行為について（再度の申入れ）」と称し、議長に対し、申入れ（書面）、庁内対応状況（記録）、SNSの投稿記録、DVD（動画 後日提出あり）が提出された。申入れ内容は、職員への不適切行為に対し、令和7年8月22日付けで「三郷市議会議員の不適切行為と思われる言動について」を申し入れており、議会では、三郷市議会議員政治倫理審査会での審査を経て、9月定例会本会議により、「議員辞職勧告決議」を全議員賛成により可決している。

しかし、審査対象議員は職員に対する不適切な行為をやめることなく繰り返しており、職務執行が妨げられている他、精神的に安心して働ける職場環境の維持に支障をきたしている。

については、議会に対し、事態の重大さを再度認識の上、新たに発生した事案に関する確認の他、速やか且つ、厳正な対応を求めるとするものである。

以上により、議会として、令和7年10月15日に各党会派の代表者による会議を行い、条例による審査が必要であると結論を出し、同日で審査請求書を議長に提出した。これにより、議長は同日で審査会を設置し、本事件に係る審査を審査会に付託した。

同日、審査対象議員に対し、審査請求通知書を配達記録郵便で送達した（審査対象議員からの弁明書は提出されず）。

・申請者

代表者 柳瀬 勝彦 議員	佐々木 修 議員	渡邊 雅人 議員
鈴木 深太郎 議員	佐藤 裕之 議員	工藤 智加子 議員

合計6名

(2) 第1回審査会 令和7年10月15日(水)

・正副会長の互選（審査会委員名簿）

会 長 鈴木 深太郎 議員	副会長 佐々木 修 議員
委 員 鈴木 優作 議員	委 員 日高 千穂 議員
委 員 高橋 誠一 議員	委 員 佐藤 裕之 議員
委 員 竹内 嘉洋 議員	委 員 沖原 優子 議員
委 員 西尾 秀貴 議員	委 員 深川 智加 議員
委 員 工藤 智加子 議員	委 員 紺野 伊久子 議員
委 員 西村 寿美枝 議員	委 員 桑原 洋昭 議員
委 員 柴田 吾一 議員	委 員 寺沢 美紗 議員

委員 篠田 隆彦 議員	委員 宇治 由紀子 議員
委員 鳴海 和美 議員	委員 柳瀬 勝彦 議員
委員 菊名 裕 議員	

※議席番号順に記載

合計 21 名

(3) 第2回審査会 令和7年11月4日(火)

・経緯の確認

市長から提出された「申入れ」「庁内対応記録」「SNS投稿記録」を確認した。

庁内対応記録に記載されている内容が条例第3条（政治倫理基準）に違反するものであることを確認した。

庁内対応記録のうち、審査対象議員が興奮状態と記され、且つ、映像記録があるものについては、審査のため必要であることから、市長に対し、動画提出の協力を求めることに決定した。

・前回の事件内容の確認（動画による）

市長からの申入れには、前回申し入れた内容を止めることなく、同様のことを繰り返しているとのこと、また、現時点では動画の提出がないことから、前回提出された証拠品（DVD）により動画を確認した。

・今後について

次回の審査会において、今回の申入れに関する動画の視聴及び審査対象議員、対象職員から聞き取りを行うことを決定した。

(4) 第3回審査会 令和7年11月25日(火)

- ・審査対象議員に対する事情聴取

条例第7条第1項により、審査会が審査対象議員に対し事情聴取を求めたが、審査対象議員から電話連絡があり、「出席しない。ノータッチだ。」との回答があった。特に欠席する理由などの説明はなかった。

※条例第7条1項の審査対象議員の協力義務に応じなかったため、同第2項により、その旨を公表とする。

- ・新たに提出された動画の確認

事実関係の確認のため、新たに市長から提出された9月24日、26日、30日の動画を視聴した。

24日の動画では企画政策部企画政策課において、窓口で対応し [REDACTED] SNSで動画を投稿された職員) に対し、「体調は大丈夫ですか」と大声で笑いながら声をかけ、すぐに「犯罪者はいらないんだよ」とさらに大きな声で怒号をあげ立ち去っていることを確認した。

26日の動画では、企画政策部企画政策課において [REDACTED] に対し「犯罪者を辞めさせろ」と大声をあげている。それに対し「犯罪に関する詳細を説明してほしい」と伝えると「犯罪者が働いていいのか」「犯罪をしていると言っているだろ」と怒号したため、「警察で証言してほしい」趣旨の話をしたところ、「お前も犯罪をしているのか」「お前じゃ話が通じないからほかの人間を出せ」と大声を上げた。その後、同様のやり取りが行われていた

ことを確認した。

30日の動画では、企画政策部企画政策課において対応した [REDACTED] に対し、「[REDACTED] 辞めさせろ」と何度も大声で叫んでいることを確認した。

・対象職員 ([REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]) に対する事情聴取

※対象職員とは、市長から提出された証拠資料において、審査対象議員により、高圧的な対応をされた職員及びSNSで誹謗中傷された職員のこと。

対象職員に対し個別で事情聴取を行った。聴取した内容は、「当時の状況について」「自身や窓口職員の体調等について」「書類送致やテレビ等の報道により市民等の関心が高まっているがどう感じているか」「審査対象議員のテレビでのインタビューでは職員の不正を正すところがあるかどうか」「市の対応や議会に求めるものについて」などを聴取した。

・今後の対応について

本事件については、本日の対象職員に対する事情聴取及び動画、SNSの写し、対応記録、で必要十分な事実が把握できているため、次回の審査会において、措置内容を決定する方針とした。

(5) 第4回審査会 令和7年11月28日(金)

・措置内容の決定に向け、各委員から意見等を聴取し、条例第3条各号に該当する政治倫理基準に違反する事実について共通認識を持った。その上で、審査対象議員に対する必要な措置(条例施行規程第6条)について、無記名投票により措置内容を決定した。

なお、会長を除く19名の投票結果は次のとおり。

- ① 注意 0票
- ② 本会議における陳謝勧告 0票
- ③ 一定期間の出席自粛勧告 0票
- ④ 議長等役職及び議会選出委員の就任自粛勧告 0票
- ⑤ 議長等役職及び議会選出委員の辞任勧告 0票
- ⑥ 議員辞職勧告 19票
- ⑦ 名誉の回復 0票

- ・審査結果報告書（案）を協議した。

- ・審査結果報告書を作成し、議長に報告した。（条例第8条）

2 審査の結論

（1）政治倫理基準（条例第3条）の違反行為の存否

- ・審査対象議員の一連の行為（執行部窓口において、対象職員に対し大声で誹謗中傷を繰り返した上、SNS等へ無断で顔写真を掲載し誹謗中傷をした事実について）は、

条例第3条「第1号 市民の代表として、議会及び議員の名誉及び品位を損なう一切の行為を慎むこと。」に該当する。

- ・執行部窓口において、頻繁に一定の時間、大声で誹謗中傷を繰り返す行為により、職員の業務遂行に多大な影響を与えたため、

同「第3号 市職員等の公正な職務の執行を妨げないこと。」に該当する。

・執行部窓口において、対象職員に対し、「お前は福祉課かパスポートセンターがっている」と怒号する行為や人事当局に対し、「企画政策課長は質問に答えられないので配置転換しろ」などと発言した行為は、

同「第4号 市職員等の採用、昇任、異動その他の人事について、不当な関与をしないこと。」に該当する。

・執行部窓口に頻繁に現れ、市議会議員であることを利用し、大声で対象職員の名前を挙げ、「早く辞めさせろ」などと繰り返した行為や、SNS等で「犯罪者として写真や氏名を公開する」などの行為は恫喝や誹謗中傷、人権侵害にあたりと判断され、

同「第8号 その地位を利用して他者へのハラスメント行為、誹謗中傷その他の人権侵害の恐れのある行為をし、又は嫌がらせ、不当な強制、圧力をかけるなどの行為をしないこと。」に該当する。

・SNS等に対象職員等の顔写真や氏名を掲載し、「対象職員は犯罪者であるため、逮捕起訴を求めろ。」など発信した行為は、

同「第9号 発言又は情報発信（ウェブサイトへの掲載を含む。）は、公人としての自覚及び責任をもって行い、他者の名誉を棄損し、又は人格を損なう一切の行為をしないこと。」に該当する。

以上、政治倫理基準に照らし合わせ、多数の違反があるとの結論に至った。

（2）必要と認める措置

・審査対象議員の事案については、市民の負託を受けた市議会議員が市民全体の代表者とし

て、名誉と品位を損ない、三郷市議会への信用を失墜させていることに対し、「議員辞職勧告」相当であると決定した。

(3) 三郷市議会において講ずるべき措置（条例第11条）

・市民の代表として負託を受けた議員が、市民から疑念を抱かれるような行為をしないよう、市議会として法令等を遵守する講習会を実施し、政治倫理基準の違反を根絶することを目指す。